

宅地建物取引士 法定講習会 ご案内とご受講のお願い

群馬県宅建協会は、これまで県内で唯一の宅地建物取引士法定講習会の指定団体として法定講習会を実施して参りましたが、令和7年度より他団体も指定団体となり法定講習会を実施することとなりました。宅建協会では有効期限が近付いた宅建士の皆様には有効期限満了の約6か月前にご案内を送付しておりますが、今後は「他団体の実施する法定講習会の受講案内」が送付される場合がありますので、受講を申し込まれる際はお間違えのないようご注意ください。また、宅建士各位におかれましては、これまで通り本会が実施する法定講習会を受講していただきますようお願い申し上げます。



「団体名」と「ハトマーク」を必ずご確認ください!!

◆受講方法は2種類からお選びいただけます。



**WEB
講習**



**座学
講習**

WEB受講形式		会場受講形式
※申込みには一定の条件有り		
好きな時間に好きな場所で受講可能です。	特徴	受講から宅建士証の受取まで1日で完結します。
・指定期間内（28日間）に、講義映像を視聴する形式です。 ・新宅建士証はweb上で申請後郵送または窓口にて交付	内容	・これまでどおり指定日に会場にて受講する形式です。 ・事前収録されたDVDを会場にて視聴 ・新宅建士証は講習当日に交付
原則、毎週対応しています。	講習日	原則、月に1度開催しており開催日によって、前橋会場と太田会場を選択できます。詳細は送付される申込案内をご確認ください。
申し込み方法		
必要書類を群馬県宅建協会まで持参又は郵送して下さい。 （必ず、群馬県宅建協会の申込書類を使用して下さい。） ※登録事項に変更がある場合は群馬県庁へ手続きを済ませてからお申込み下さい。 ※既に宅建士証の有効期間が満了している方・初めて交付を希望され、試験合格より一年以上を経ている方も受講申込が可能です。群馬県宅建協会へお問合せ下さい。		

【法定講習会に関するお問合せ先】

一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会

TEL 027-243-3388

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)